

○富良野らしさの自然環境を守る条例

平成2年12月12日条例第21号

富良野らしさの自然環境を守る条例

(目的)

第1条 この条例は、美しい自然に恵まれた富良野市の風土と文化の香りたかい環境を保全するとともに、『創造的な田園都市』をまちづくりの基本理念として、市民、事業者、市の三者が総力を結集し、それぞれが責任と自覚を持つとともに、事業等により環境悪化や自然景観に悪影響を及ぼす種々の紛争を未然に防止し、富良野らしさの自然環境と自然景観を守るため基本となる事項を定めることを目的とする。

(良好な環境確保の基本理念)

第2条 良好な環境の確保は、次の基本理念に従い推進されなければならない。

- (1) 自然と人間との健全な調和を図りつつ、市民の健康で快適な生活を確保する。
- (2) 良好な環境は、その重要性の意義とともに現在の市民から将来の市民に継承する。
- (3) すべての市民が持つところの健康で文化的な生活を営む権利の保障は市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、全力を尽くしてその実現を図る。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、快適な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 自然環境 市民の健康や生活及びこれに密接な関係のある土地及び動植物等自然現象をいう。
- (3) 事業等 環境に影響を及ぼすおそれのあるすべての事業をいう。

(適用範囲)

第4条 この条例は、富良野市全域について適用するものとする。

(特定地区の指定)

第5条 市長は、富良野市の環境保全上、特に重要と認められる地区について、特定地区として指定することができる。当該地区は規則で定める。

(景観保護地区の指定)

第6条 市長は、富良野市の美しい自然景観を守る上に、特に重要と認められる地区について、景観保護地区として指定することができる。当該地区は規則で定める。

(市の基本的責務)

第7条 市は、市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保に関する基本的、かつ、総合的な施策を策定しなければならない。

(土地の開発行為の規制)

第8条 市は、土地の区画形質の変更等を伴う開発又は整備を目的とする行為が自然環境と調和を保って行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の基本的責務)

第9条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

(最大努力義務)

第10条 事業者は、法令及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害を防止するため、最大限の努力をするとともに、その事業施行による公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(協力義務)

第11条 事業者は、市その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(市民の基本的責務)

第12条 市民は、健康で安全にして快適な生活を営める良好な環境を享受する権利を有し、相互にこれを尊重するとともに、環境保全の施策に対し積極的に協力するものとする。

(通報と措置請求)

第13条 市民は、豊かな環境が破壊されようとしている時、又は破壊されている時は、その状況を市長に報告するものとする。

2 市民は、事業者等の環境破壊によって被害を受け、又は受けるおそれがある時は、市長に対して調査並びに適切な措置をとるべき旨を申出することができる。

(事前環境調査)

第14条 環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者(以下「事業者」という。)は、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響を調査し、良好な環境を破壊しないよう努めなければならない。

(事前協議)

第15条 次の各号に掲げる事業(以下「指定事業」という。)を実施する者は、あらかじめ当該事業に係る環境保全調書を作成するとともに、規則で定めるところにより、その事業の内容について市長に協議しなければならない。

(1) 宅地の造成、その他土地の区画、形質を変更する事業(以下「開発行為」という。)で、その面積が規則で定める面積を超えるもの

(2) 環境に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場(以下「指定事業場」という。)で、規則で定めるものの新築及び増設(用途の変更により指定事業場となる場合を含む)。

(3) 各地域における建築物(以下「指定建築物」という。)の新築及び増築で、規則で定めるもの

(事前公開)

第16条 指定事業等の事業者は、規則で定める標識に所定の事項を記入し、事業予定地の公衆の見やすい場所に設置して、当該事業の計画を公開しなければならない。

2 指定事業等の事業者は、当該事業が実施されることによって、環境に影響を受けるおそれのある付近住民に対して説明会等の方法により、当該事業の計画について公開しなければならない。

(関係住民の同意)

第17条 指定事業等の事業者は、規則で定める範囲内の環境に影響を受ける関係住民(以下「関係住民」という。)に対し、あらかじめ当該事業計画の内容について周知するとともに、関係住民の同意を得るものとする。ただし、関係住民が正当な理由なくして当該事業に係る協議に応じない場合、その他規則で定める場合においてはこの限りでない。

(勧告及び命令)

第18条 市長は、第15条の規定による事前協議において、当該事業が豊かな環境を阻害すると認められる時は、当該事業を実施する者に対し、環境保全のため必要な措置をとるべく勧告し、又は計画の変更、中止その他の措置を命ずることができる。

(適用除外)

第19条 国若しくは地方公共団体又は公共的目的を有する法人で規則で定めるものが行う指定事業については、第15条、第16条、第17条の規定は適用しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

(埋蔵文化財の保護)

第20条 指定事業等の事業者は、事前に埋蔵文化財の有無の確認及び発掘調査等について、

市と十分協議しなければならない。

(電波障害)

第21条 指定事業等の事業者は、指定事業等の実施によりテレビ電波等の障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、電波管理者と協議し、障害を排除するため必要な施設を事業者の負担で設置し、維持管理においても事業者が行わなければならない。

(公害)

第22条 指定事業等の事業者は、指定事業等の実施により煤煙・粉塵・汚水・悪臭・騒音・振動及び産業廃棄物等の公害が発生しないよう努め、細心の注意を払うとともに防止方法・処理方法について関係法令及び市関係要綱等に適合させなければならない。

(日照の確保)

第23条 指定事業等の事業者は、指定事業等の実施にあたって、近隣の建築物に及ぼす日照に関する影響をあらかじめ調査し、日照を確保するよう努めなければならない。

(景観の確保)

第24条 指定事業等の事業者は、指定事業等の実施にあたって、美しい自然景観を保全するよう努めなければならない。

(立入調査等)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員が指定事業の施行場所その他に立入り、関係書類・機械設備・建築物その他物件及び土地並びにその場所で行われている行為状況について、調査若しくは検査又は関係者に対し、必要な指示指導を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求のあった時はこれを呈示しなければならない。

(諮問機関)

第26条 自然環境保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議等をするため、富良野市自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 市長は、必要があると認めるときは、審議会に対して前項に規定する諮問事項の調査、審議の状況等について報告を求めることができる。

3 審議会に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○富良野らしさの自然環境を守る条例施行規則

平成2年12月12日規則第52号

改正

平成17年11月1日規則第50号

平成27年6月26日規則第27号

富良野らしさの自然環境を守る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富良野らしさの自然環境を守る条例（平成2年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(特定地区の指定)

第2条 条例第5条の規定による特定地区は、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）に基づく承認構想（北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想（平成元年4月18日承認））の重点整備地区（ふらの地区）の区域とする。

(景観保護地区の指定)

第3条 条例第6条の規定による景観保護地区は、市長が富良野市自然環境保全審議会に諮り、指定する区域とする。

(事前協議)

第4条 条例第15条の規定による事前協議は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第15条第1号の規定による指定事業を行う場合は、指定事業（開発行為）協議書（別記第1号様式）に別表第1の図書等を添付して提出しなければならない。
- (2) 条例第15条第2号の規定による指定事業を行う場合は、指定事業（指定事業場等）協議書（別記第2号様式）に別表第1の図書等を添付して提出しなければならない。
- (3) 条例第15条第3号の規定による指定事業を行う場合は、指定事業（指定建築物）協議書（別記第3号様式）に別表第1の図書等を添付して提出しなければならない。

(開発行為)

第5条 条例第15条第1号の規定による開発行為は別表第2に掲げるものをいう。

(指定事業場等)

第6条 条例第15条第2号の規定による指定事業場等は別表第3に掲げるものをいう。

(指定建築物)

第7条 条例第15条第3号の規定による指定建築物は別表第4に掲げるものをいう。

(標識)

第8条 条例第16条第1項の規定による標識は、「事業計画のお知らせ」（別記第4号様式）による。

- 2 前項の標識は、関係住民の同意を得ようとする10日以前の日まで設置し、工事完了の日まで掲示しなければならない。

(同意に係る関係住民)

第9条 条例第17条の規定による関係住民は、別表第5に掲げる者をいう。

(同意に係る関係住民の特例)

第10条 条例第17条ただし書の規定に定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 関係住民が当該事業に係る協議において、不同意の理由を明らかにしない場合
- (2) 関係住民の不同意の理由が環境問題に関係していないと明らかに認められる場合
- (3) 関係住民が長期滞在等の理由により、同意を得ることが困難と認められる場合

- (4) その他市長がやむを得ないと認める場合
(公共的目的を有する法人)

第11条 条例第19条の規則で定める公共的目的を有する法人とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社
- (2) 東日本高速道路株式会社
- (3) 日本郵政株式会社
- (4) 独立行政法人
- (5) 地方独立行政法人
- (6) 国立大学法人
- (7) 北海道住宅供給公社
- (8) 富良野振興公社
- (9) 前2号に掲げるものの他、北海道又は市町村の出資が当該法人の資本金の2分の1以上を占める法人
(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年11月1日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月26日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

事前協議添付図書等

図面等	縮尺等
1 付近見取図	5,000～10,000分の1
2 土地利用現況図	2,500～5,000分の1
3 配置図	2,500～5,000分の1
4 平面図	100～200分の1
5 立面図	100～200分の1
6 現況写真	周辺の状況がわかるもの
※ その他市長が必要と認めた資料等	

別表第2

開発行為

地域区分	事前協議が必要な開発行為
特定地区	開発面積が、1,000平方メートルを超えるもの
上記以外の区域	開発面積が3,000平方メートルを超えるもの

別表第3

指定事業場等

- 1 次の各号に掲げる施設
 - (1) 集合住宅、ホテル、旅館、民宿、ペンション等
 - (2) 物品の製造、加工、修理又は、処理作業を常時行う工場、事業場。ただし、施設の更新は除外する
- 2 次の各号に掲げる事業場又は、作業所
 - (1) ゴルフ練習場
 - (2) パチンコ店、ゲームセンター等の遊戯場
 - (3) ボウリング場
 - (4) バッティングセンター
 - (5) ガソリンスタンド及び液化石油スタンド
 - (6) 車両修理・整備工場
 - (7) 産業廃棄物処理場
 - (8) 採石場、砕石場
 - (9) 畜舎（飼育規模が鶏1,000羽以上、牛、豚、馬、又はこれらの合計が20頭以上のもの）
 - (10) 死亡獣畜取扱場
 - (11) と畜場
 - (12) 廃油再生場
 - (13) その他、特に環境に影響があると市長が認めるもの

別表第4

指定建築物

地域区分	指定建築物
富良野市全域	延べ面積700平方メートル以上又は3階建て以上の建築物。ただし、農業経営に係るサイロ等の施設は除外する。

別表第5

指定事業に係る同意を要する関係住民

指定事業の区分	関係住民
条例第15条第1号の規定による指定事業（開発行為）	指定事業予定敷地に隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者又は、その他特に環境に影響があると市長が認める者
条例第15条第2号の規定による指定事業（指定事業場等）	
条例第15条第3号の規定による指定事業（指定建築物）	

第1号様式（第4条関係）

指定事業（開発行為）協議書

年 月 日

富良野市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

富良野らしさの自然環境を守る条例第15条の規定により下記の指定事業（開発行為）実施について協議します。

事業主等	事業主 住所氏名	
	設計者 住所氏名	
	施行者 住所氏名	
指定事業の概要	敷地の地名地番	富良野市
	用途地域等	農業地域（農振・農用地） 都市計画地域（一住・二住・住居・商業・準工・工業・無指定） 森林地域 自然公園地域（一特・二特・三特・普通）
	用途	
	規模その他	
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
同意	同意を要する住民数	同意取得済住民数

第2号様式（第4条関係）

指定事業（指定事業場等）協議書

年 月 日

富良野市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

富良野らしさの自然環境を守る条例第15条の規定により下記の指定事業（指定事業場等）実施について協議します。

事業主等	事業主 住所氏名						
	設計者 住所氏名						
	施行者 住所氏名						
指定事業等	敷地の地名地番	富良野市					
	用途地域等	農業地域（農振・農用地） 都市計画地域（一住・二住・住居・商業・準工・工業・無指定） 森林地域 自然公園地域（一特・二特・三特・普通）					
概要	敷地面積	m ²		業種（原材料名）			
	延床面積	m ²		作業員数 名			
概要	定格出力の合計	KW		汚水の最大排水量	t	液体燃料最大使用量	m ³
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日					
同意	同意を要する住民数	名		同意取得済住民数	名		

第3号様式（第4条関係）

指定事業（指定建築物）協議書

年 月 日

富良野市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

富良野らしさの自然環境を守る条例第15条の規定により下記の指定事業（指定建築物）実施について協議します。

事業主等	事業主 住所氏名			
	設計者 住所氏名			
	施行者 住所氏名			
指定事業等の概要	敷地の地名地番	富良野市		
	用途地域等	農業地域（農振・農用地） 都市計画地域（一住・二住・住居・商業・準工・工業・無指定） 森林地域 自然公園地域（一特・二特・三特・普通）		
	用途			
	敷地面積			
	建築面積		延床面積	m ²
	高さ階数		構造棟数	
	工事期間	年 月 日～		年 月 日
同意	同意を要する住民数	名	同意取得済住民数	名

第4号様式（第8条関係）

指定事業（ ） 建設計画のお知らせ			
町名地番	富良野市		
指定事業区分		業 種	
用 途		敷地面積	
構 造		延床面積	
高 さ		階数・棟数	
建 設 主			
設 計 者			
施 行 者			
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日		

(注)

- 1 標識の周囲は、緑で1cmの縁とりをすること。
- 2 標識の文字は、黒とすること。
- 3 標示した文字が、雨等により不鮮明にならない塗料を使用すること。
- 4 標識は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しない材料及び構造とすること。